

東京都高齢者緊急通報システム事業実施要綱

昭和63年7月 1日

63福高福第157号

最終改正 平成10年8月 3日

10高保在第338号

第1 目 的

この要綱は、東京都高齢者施策推進室、東京消防庁及び区市町村が一体となって高齢者緊急通報システム事業を運営することにより、高齢者の生活の安全を確保し、もって在宅高齢者の福祉の推進を図ることを目的とする。

第2 対 象 者

本事業の対象者は、次のとおりとする。

- 1 区市町村の区域内に住所を有するおおむね65歳以上のひとり暮らし又は夫婦等の世帯の高齢者であって、身体上、慢性疾患があるなど日常生活を営む上で、常時注意を要する状態にあるもの
- 2 その他区市町村長が特に必要と認める者

第3 事業内容

1 高齢者緊急通報システム

高齢者緊急通報システム（以下「緊急通報システム」という。）とは、ひとり暮らし及び高齢の夫婦等の世帯の高齢者が家庭内で緊急の事態に陥ったとき、無線発報器等を用いて東京消防庁に通報することにより、あらかじめ組織された地域協力体制による速やかな援助を得て当該高齢者の救援等を行う制度をいう。

(1) 事業の実施

本事業は、東京都高齢者施策推進室、東京消防庁及び区市町村が、それぞれ次に掲げる事務を分担して行うものとする。

ア 東京都高齢者施策推進室

- (7) 緊急通報システム事業に係る区市町村への財政援助及び調整に関する事務。
- (4) 非緊急相談ケースの相談に関する事務。
- (4) 東京都高齢者施策推進室は、(7) 及び(4) の事務に関して必要な事項を定めるものとする。

イ 東京消防庁

- (7) 緊急通報システム事業の受信業務及び調整に関する事務。
- (4) 緊急通報システム事業に係る区市町村への技術的援助に関する事務。
- (4) 東京消防庁は、(7) 及び(4) の事務に関して必要な事項を定めるものとする。

ウ 区市町村

- (7) 緊急通報システムを利用することが適当であると認める者（以下「緊急通報システム利用者」という。）の決定に関する事務。
- (4) 家庭用機器の購入、貸与、給付、設置、取り外し及び維持管理に関する事務。
- (4) 地域の協力体制の育成及び監督に関する事務。
- (4) その他本事業を実施する上で必要と認められること。
- (4) 区市町村は、この要綱に従い、運営要綱を定めるものとする。

(2) 利用者の決定等

- ア 緊急通報システムを利用しようとする者は、別記共通様式第1号による申請書を区市町村長に提出するものとする。
- イ 区市町村長は、申請書の提出があったときは、申請した者の生活状況を調査の上、利用の適否を決定するものとする。
なお、その際には必要に応じ高齢者サービス調整チームを活用するものとする。
- ウ 区市町村長は、緊急通報システム利用者を決定したときは、別記共通様式第2号により東京消防庁に速やかに通知するものとする。既に通知した緊急通報システム利用者に係る登録の内容を変更したときも、同様とする。

(3) 緊急通報システムの機器

- ア このシステムの機器は、東京消防庁の定めるものであって、(7)については緊急通報システム利用者に貸与又は給付し、(4)から(1)までについては貸与し、(オ)については、東京消防庁が設置する。

- (7) 無線発報器
- (4) 無線受信機（専用通報機組み込み型を含む。）
- (リ) 有線発報器
- (イ) 専用通報機
- (オ) 専用受信機

・1 区市町村長は、アの(7)から(1)までの機器を設置する場合は、あらかじめ別記共通様式第3号により東京消防庁に通知する。また、設置工事が完了したときもその旨報告するものとする。

(4) 費用負担

本事業の緊急通報システム利用者は、区市町村長の定める基準により機器の設置に要する費用を負担するものとする。

(5) 緊急通報受信業務の業務内容

- ア 東京消防庁は、緊急事態の発生に伴う発報を受信したときは、必要な措置を行うとともに、内容により緊急通報協力員等に連絡し、関係機関に協力要請を行う。
- イ 東京消防庁は、非緊急相談ケースの相談等の場合は、東京都高齢者施策推進室の相談機関に転送する。

(6) 緊急通報システムの機器の管理

- ア 緊急通報システム利用者は、善良な管理者の注意をもって機器を使用するとともに、本事業の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- イ 緊急通報システム利用者は、老人福祉施設等への入所等により、当該システムの利用を必要としなくなったときは、速やかに区市町村にその旨を届け出るとともに、貸与されている機器を返還しなければならない。

ウ イの届出があった場合、区市町村長は、別記共通様式第4号により速やかに東京消防庁に通知するものとする。

(7) 関係機関との連携

- ア 東京都高齢者施策推進室及び東京消防庁は、本事業の円滑な運営を行うため、警視庁等の行政機関と密接な連携を保つとともに、民間関係団体の協力が得られるように努めるなど、区市町村の地域協力体制確立のための援助を行うものとする。
- イ 東京消防庁は、本事業に関して、東京都高齢者施策推進室、区市町村等の関係者からなる連絡会議を設置するものとする。

(8) 緊急通報協力員等の設置

区市町村長は、本システム利用者の安否の確認を行うため、原則として緊急通報システム利用者一人につき3人以上の緊急通報協力員等必要な地域協力者を設置するものとする。

2 民間事業者を利用した高齢者緊急通報システム

民間事業者を利用した高齢者緊急通報システム（以下「民間緊急通報システム」という。）とは、ひとりぐらし及び高齢の夫婦等の世帯の高齢者が家庭内で緊急の事態に陥ったとき、無線発報器等を用いて民間受信センター（以下「受信センター」という。）に通報することにより、関係機関及び専門の現場派遣員による速やかな援助を得て当該高齢者の救援等を行う制度であり、緊急通報システムにおける緊急通報協力員が設置できない場合等、対象者の実情に応じて利用できるものとする。

この場合において、受信センターとは、自動通報等の承認に関する規程（平成2年東京消防庁告示第11号。以下「承認規程」という。）における緊急即時通報に係る東京消防庁登録事業者であり、かつ、警備業法（昭和47年法律第117号）における都道府県公安委員会の認定を受けた事業者で区市町村から委託を受けたもの（以下「事業者」という。）が5に定める業務を行う施設をいう。

(1) 事業の実施

本事業は、東京都高齢者施策推進室及び東京消防庁と連携を取りながら、区市町村が実施するものとし、次に掲げる事務を行うものとする。

ア 受信センターの委託に関すること。

イ 民間緊急通報システムを利用する事が適当であると認める者（以下「民間緊急通報システム利用者」という。）の決定に関すること。

ウ 地域の協力体制の育成及び維持に関すること。

エ その他本事業を実施する上で必要と認められること。

(2) 利用者の決定等

ア 民間緊急通報システムを利用しようとする者は、別記共通様式第1号による申請書を区市町村長に提出するものとする。

また、民間緊急通報システムを利用しようとする者は、承認規程第5条による緊急即時通報の通報承認申請書を東京消防庁に提出するものとする。

イ 区市町村長は、申請者の提出があったときは、申請した者の生活状況を調査の上、利用の適否に関して必要に応じ高齢者サービス調整チームを活用するものとする。

また、区市町村長は、承認規程第7条による緊急即時通報の通報承認通知書が申請した者に交付され、通報が承認されたことを確認の上、民間緊急通報システム利用者を決定するものとする。

ウ 区市町村長は、民間緊急通報システム利用者を決定したときは、別記様式第5号による送付書を東京消防庁に速やかに送付するものとする。

また、区市町村長は、事業者に速やかに登録の手続をとるものとし、登録した民間緊急通報システム利用者に係る登録内容に変更が生じたときも、同様とする。

エ 民間緊急通報システム利用者は、緊急即時通報の承認内容に変更が生じたときは、承認規程第8条による通報承認内容変更届出書を東京消防庁に提出するものとする。

(3) 民間緊急通報システムの機器

このシステムの機器は次のとおりとし、民間緊急通報システム利用者に貸与するものとする。

ア 無線発報器

イ 無線受信機（専用通報機組み込み型を含む。）

ウ 有線発報器

エ 専用通報機

(4) 費用負担

本事業の民間緊急通報システム利用者は、区市町村長の定める基準により機器の設置に要する費用を負担するものとする。

(5) 緊急通報受信業務等の業務内容

ア 受信センターは、緊急事態の発生に伴う発報を受信したときは、電話により利用者の状況を確認の上、その内容により、119番通報等による関係機関への協力要請を行うとともに、専門に設置した現場派遣員を速やかに現場に派遣して救急隊等の指示に従った対応措置等の必要な措置を行うものとする。

イ 事業者は、高齢者の生活に関する簡易な相談サービスを提供するものとする。

(6) 民間緊急通報システムの機器の管理等

ア 民間緊急通報システム利用者は、善良な管理者の注意をもって機器を使用するとともに、本事業の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

イ 民間緊急通報システム利用者は、老人福祉施設等への入所等により、当該システムの利用を必要としなくなったときは、速やかに区市町村にその旨を届け出るとともに、(2)のエに定める緊急即時通報の承認内容変更の手続をとるものとする。

ウ イの届出があった場合、区市町村長は、速やかに事業者に登録抹消の手続をとり、貸与している機器を民間緊急通報システム利用者から返還させるものとする。

(7) 関係機関との連携

区市町村は、本事業の円滑な運営を行うため、東京消防庁、その他の必要な関係機関と密接な連携を保つなど地域の協力体制を確立するものとする。

(8) 事業実施上の留意事項

ア (2)のアにおける緊急即時通報の承認申請手続については、民間緊急通報システムを利用しようとする者の同意を得て、また、(2)のエにおける緊急即時通報の承認内容変更の手続については、民間緊急通報システム利用者の同意を得て、事業者が代行できるものとする。

イ 受信センターは、東京消防庁の求めにより、あらかじめ民間緊急通報システム利用者本人の同意を得て、民間緊急通報システム利用者の主な病気、血液型、かかりつけ医療機関、その他の緊急対応に必要な情報を東京消防庁に提供するものとする。

なお、事業者は、事業の受託によって知り得た民間緊急通報システム利用者に関する秘密を守らなければならない。

ウ 区市町村は、緊急即時通報に関する民間緊急通報システム利用者の情報を事業者に提供するに当たっては、あらかじめ民間緊急通報システム利用者本人の同意を得て、緊急通報システム（民間）利用者登録カード（別紙様式第5号）の内容を情報提供するものとする。

なお、区市町村は、民間緊急通報システム利用者の情報を事業者に提供するに当たっては、個人情報の保護に関する必要な措置を講じておかなければならない。

エ 区市町村は、緊急事態の対応状況及び毎月の受信状況について、速やかに事業者から報告を受けるものとする。

オ 区市町村は、緊急即時通報に係る東京消防庁登録事業者については、業務区域が限られていること等から、事前に東京消防庁に業務可能の可否を確認するものとする。

3 安心コール

東京消防庁は、本事業の緊急通報システム及び民間緊急通報システム利用者に対して、電話による防災上の安心コールを行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成2年10月1日から施行する。

ただし、別表「高齢者緊急通報システム事業費用負担基準」については、平成2年7月1日から適用する。

2 この要綱に規定する改正規定の施行の際、当該改正規定による改正前の東京都緊急通報システム事業実施要綱別記様式第1号（第5関係）、様式第2号（第5関係）及び様式第4号（第9の3関係）による様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、決定の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の東京都高齢者緊急通報システム事業実施要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成10年10月1日から適用する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の東京都高齢者緊急通報システム事業実施要綱別記様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え使用することができる。

(表)

共通様式第1号

高齢者緊急通報システム利用申請書
火災安全

年月日

区市町村長殿

申請者住所

氏名

印

電話

*緊急通報
火災安全 システムを利用したいので、下記のとおり申請します。

利 用 者	番号				電話()					
	区(市)		町	丁目	着地					
	氏名(フリガナ)	男	生年月日及び年齢	家族の状況	氏名	籍	籍	住所	電話	
		・ 女	年月日生 ()歳							
	身体の状況		日常生活の状況							
	病名									
	主治医									
	住居案内図					本人の所得の状況				
	最寄駅(線 駅)から 徒歩 バス()分					① 指定対象配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数)	人()人			
						② 前年の所得額	円			
					③ 控除額	円				
					④ 特別控除額	円				
					⑤ 本年度の所得額	円				
					⑥ 本年度の税額	円				
					⑦ 本年度の控除額	円				
					⑧ 本年度の控除額合計	円				
					⑨ 控除後の所得額	円				
緊 急 通 報 協 力 員	確認者				※上記のとおり確認する。					
					年月日 氏名					
1										
2										
3										
4										

※上記の状態であることを確認する。

確認者

年月日
氏名

- 注1 ※印の欄は記入しないでください。
 2 *印は、利用するシステムに○をしてください。
 3 火災安全システムのみ利用する場合は、緊急通報協力員の欄の記載は不要です。

※	○印を記入	東京消防庁利用
		民間受信センター利用

(裏)

共通様式第1号

高齢者 緊急通報 システム利用確認書
火災安全

年 月 日

区市町村長 殿

申請者 住所

氏名 印

電話

緊急通報システムを利用するに当たり、下記事項を確認します。
火災安全

- 1 希望する緊急通報協力員は、表記のとおりです。
- 2 緊急事態発生の場合は、下記親族等に連絡を願います。

氏名	住所	電話	備考

- 3 鍵の管理は下記のとおりです。
 - (1) 緊急通報協力員に預ける。
 - (2) その他 ()
- 4 緊急通報を発し、東京消防庁等からの確認電話に応答しない場合は、緊急通報協力員等関係機関の住所内への立入りを認めます。
- 5 緊急事態発生時に緊急通報協力員等関係機関が住宅内に立ち入った場合、住宅等の一部に破損が生じても、修復責任を問いません。
- 6 緊急搬送された場合等の住居の管理は、下記に依頼しております。

氏名	住所	電話	備考

- 7 その他

備考 その他の欄には、登録者及び居住者の掛かりつけ医療機関名及びその連絡先等について記載すること。

(表)

高齢者 緊急通報
火災安全 システム利用者決定・利用者登録内容変更通知書

年 月 日

東京消防庁

消防署長殿

区市町村長

公 印

裏面のとおり利用者を決定・利用者の登録内容を変更したので通知します。

※受付欄	※経過欄

- 備考 1 ※欄は記入しないこと。
2 緊急通報システム利用者の場合は、緊急通報協力員を原則として3名以上記載すること。
3 利用者登録内容変更通知の場合は、変更した欄のみ記入すること。

ド一力録登者利用ムシステム全報通安急火聚(裏)

卷三

七
一
力

緊急通報システム利用者登録カード									
登録者氏名		男女		年月日		年月日		登録年月日	
同居者氏名		男女		年月日		年月日		登録年月日	
住 所		FAX		構造		耐火造 造		建物名称 地下階、地上階建て	
居住建物用途		()		木造		・耐火造		建物	
登録者の主な病気		電話		管轄警察署		登録者		住所の目標	
同居者の主な病気				血液型		掛りつけ		日生	
搬送後の居住管理者				血液型		医療機関		日生	
連絡先		姓 名		姓 名		姓 名		日生	
緊急通報協力員		姓 名		姓 名		姓 名		日生	
備考									

火災に付する記録をもつて、その費用を支拂ふべきである。

年 月 日

東京消防庁

消防署長殿

区市町村長

公印

高齢者緊急通報火災安全システム家庭用機器等設置計画書

下記のとおり、家庭用機器等を設置します。

登録番号	氏名	設置予定日時	設置機器	専用通報機	火災警報器
			品名		
			型式		
			製造会社		
			品名		
			型式		
			製造会社		
			品名		
			型式		
			製造会社		
			品名		
			型式		
			製造会社		
			品名		
			型式		
			製造会社		

設置工事者	会社名			
	所在地			
	氏名			
	資格	種類	交付番号	年月日

注1 工事開始10日前までに提供すること。
 2 記入欄が不足する場合は、本様式を複数枚添付すること。

年 月 日

東京消防庁

消防署長殿

区市町村長

公 印

高齢者 緊急通報 システム利用者の異動通知書
火災安全

下記のとおり、利用者の異動がありましたので通知します。

1 利用者

登録番号	
氏名	
住所	

2 異動事項

異動年月日	
異動内容	
異動理由	

(表)

高齢者緊急通報システム(民間)利用者登録カード送付書

年 月 日

東京消防庁

消防署長殿

区市町村長

公印

裏面のとおり利用者登録カードを送付します。

※ 受付欄	※ 経過欄

備考※欄は記入しないこと。

(註)

登録番号 例. S- 登録者氏名		緊急通報システム（民間）利用者カード				警防情報システム		登録年月日	登録抹消年月日
登録者氏名		男女	明 大 年 月	昭 日生		住所の目標			
同居者氏名		男女	明 大 年 月	昭 日生					
住所		電話	PAX						
居住建物	用途 専用住宅 共同住宅（名称）	店舗併用住宅	店舗併用共同住宅	その他	建物名称	居住階			
管轄消防署		電話		管轄警察署	電話				
登録者の主な病気			血液型		かかりつけ	登録者	病院名	主治医	電話
同居者の主な病気			血液型		隣接機関	登録者	病院名	主治医	電話
契約業者	会社名	住所							電話
連絡先	ふりがな 氏名	関係	住所						
搬送後の居住管理者	ふりがな 氏名	関係	住所						
特記事項									

(注) 同居者とは、高齢者世帯等で一世帯2名が当システムを利用する場合は、その内容を特記事項に記載すること。
なお、障害等がある場合は、その内容を特記事項に記載すること。